

常陸大宮市総合計画基本構想改訂及び 次期基本計画（令和9年度～令和13年度）策定基本方針

1. 計画策定の趣旨

本市では、2050年の市の姿を見据えたまちづくりを進めるため、総合計画の基本構想として平成29年に「ひたちおおみや未来創造ビジョン」（以下、「未来創造ビジョン」という。）を策定しました。また、未来創造ビジョンに基づく基本計画として、「ひたちおおみや未来創造アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、人口減少対策の柱である「常陸大宮市デジタル田園都市国家構想総合戦略」と連携を図りながら、地域の個性や特性を生かした本市ならではのまちづくりを進めてまいりました。

未来創造ビジョン策定後も、我が国では、想定を上回る人口減少・少子高齢化の進行や国際情勢の不安定化、エネルギーや食料の安定供給への懸念が生じているほか、生成AIの進化など社会全体のデジタル化が急速に進展しています。社会構造が転換期を迎える中、国民の意識も経済的な豊かさから心の豊かさを求める傾向がみられ、コロナ禍を経て市民の価値観やライフスタイルも多様化が進んでいます。

このような状況を踏まえ、アクションプランが令和8年度に目標年次を迎えることから、これまでの成果等を検証するとともに、今般における本市の現状や諸課題、社会経済情勢の変化や市民ニーズを的確に捉え、総合的かつ戦略的なまちづくりの指針とするため、「未来創造ビジョンの改訂」及び「次期アクションプランの策定」を行うこととしました。

2. 計画の役割

長期的な視点を持った未来創造ビジョンを引き続き市の計画の最上位に位置づけます。

本市が目指す将来像及び進むべき道筋を明確にすることで、その実現に向け市民と行政が目標を共有し、共に取り組むための計画とするとともに、行政運営の指針となり、分野別のまちづくりを進めるうえでの最上位の指針としての役割を果たします。

3. 計画の構成及び期間

総合計画は、未来創造ビジョン、アクションプラン、政策プロジェクト、重点事業計画により構成します。

(1) 未来創造ビジョン【2050年頃を展望】

未来創造ビジョンは、2050年頃の市の姿を展望した将来見通しであり、市政運営の根幹となるもので、社会経済情勢の変化を可能な限り予測し、長期的な視点を持ち、本市の目指すべきまちづくりの基本的な考え方や市の将来像と、それを実現するための施策の大綱を定めるものです。

(2) アクションプラン【計画期間：5年】

アクションプランは、未来創造ビジョンを実現するために示された施策の大綱に基づいて、その実現を図るため、市が推進すべき個別施策の体系を具体的に定めます。

次期アクションプランの期間は、2027年（令和9）年度から2031年（令和13）年度までの5年間とします。

(3) 政策プロジェクト【計画期間：5年】

未来創造ビジョンで掲げた目指すべき将来像に向け、アクションプランの計画期間内に部局横断的・重点的に取り組み、達成すべき事項を「政策プロジェクト」として設定します。

(4) 重点事業計画【計画期間：原則3年】

重点事業計画は、アクションプランで定められた施策を実現するための具体的な事務事業のうち、より重要性・緊急性の高い課題等に対応するため、重点的に取組む事業として位置付け、市政の運営の中核的な計画とします。

計画期間は、3年間を基本とし、社会経済情勢や財政状況の変化、市民ニーズへの対応等を勘案しながら、毎年度見直しを行います。

■未来創造ビジョン及び次期アクションプランの計画期間

	H29～ R3	R4～R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14 以降
未来創造 ビジョン	→							
アクション プラン・政 策プロジェ クト	→	→	→					→
重点事業計画	→	→	→			→		→
			→		→			→
				→		→		→
					→		→	

4. 計画策定の基本的な考え

未来創造ビジョンの改訂及び次期アクションプランの策定にあたっては、現計画の検証を十分に行い、各種計画と整合を図りながら、特に次の視点を持って策定を進めます。

(1) 市民が住みやすさを感じる計画

今後も人口減少・少子高齢化が進行することを前提としつつ、「常陸大宮市人口ビジョン」や「常陸大宮市デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容を包含し、全世代の市民が住みやすさを感じることができるとする施策を展開するための計画づくりを行います。

(2) 社会情勢や多様化する市民ニーズ等に対応した計画

加速化する地球温暖化に伴う自然災害の増加や、コロナ禍からの経済回復及び世界情勢の緊迫化を発端とする物価高騰など、社会情勢が大きく変化することに伴い市民の価値観やニーズも大きく変化しています。

それらをふまえ、市民へのアンケート調査やワークショップ等を行うことで幅広く意見を求めるとともに、地域幸福度（Well-Being）指標ⁱによる分析や地域経済分析システムⁱⁱ（RESAS）のデータを活用するなど、客観的なデータに基づいた計画づくりを行います。

(3) 実効性の高い計画

厳しい財政状況の中で限られた財源を最適に配分するため、費用対効果を念頭に置き、事業の選択と集中を行います。

また、統計等を活用した信頼性や客観性の高い証拠を根拠とした政策立案の手法である「EBPM」ⁱⁱⁱ（統計情報など合理的な根拠に基づいて政策を立案する手法）を取り入れるほか、企画立案・分析・評価等のPDCAサイクルマネジメントを機能させ、継続的な評価や改善を行うなど、実効性の高い計画づくりを行います。

(4) 積極的に挑戦する組織醸成の実現に向けた計画

社会情勢が大きく変化している時代において、未来創造ビジョンに掲げる将来像を実現するためには、あらゆる行政課題に果敢に挑戦する職員の育成が重要となります。

それをふまえ、全職員が課題や目指す将来像を共有することができる計画づくりを行います。

5. 計画策定の体制

未来創造ビジョンの改訂及び次期アクションプランの策定にあたっては、これまでの取り組みで把握した市民の意向や意見等を活用するとともに、様々な機会を通じて市民参画の手法を取り入れ、広範で公平な市民ニーズの集約に努めることを主眼に置いて、次に挙げる体制により進めるものとします。

(1) 総合計画審議会

常陸大宮市総合計画審議会条例に基づき、市長の諮問機関として、市議会議員や学識経験者、一般市民の代表等からなる総合計画審議会を設置し、総合計画の策定に係る未来創造ビジョン、アクションプラン等に関する事項について、調査及び審議を行います。

(2) 総合計画推進会議

常陸大宮市総合計画の策定を円滑に推進し併せて適切な進行管理を行う組織であり、教育長・理事・各部局長により組織される全庁的な組織です。

総合計画の策定に必要な情報の収集及び分析を行い、総合計画審議会に対し諮問する総合計画の原案を策定します。原案については、各課との意見交換等をふまえたうえで、庁議を経て総合計画審議会への諮問等を行います。

(3) 市民の参画

①市民意識調査等

日頃の行政サービスに対し感じている「満足度」や「重要度」等について実施したアンケート調査の結果をもとに、広範な市民のまちづくりに対する意識や意向等の把握を行います。

②市民ワークショップ

各種団体や若年層等のまちづくりに対する意見等を把握するため、ワークショップ等を開催し、まちづくりに対する考えや認識している課題等を伺い、意見交換や提案等を行う機会を設けます。

③市民への広報、意見等の公募

計画策定に関する情報を広報紙やホームページ等で広く公表するとともに、計画案に対する市民の意見等をできるだけ計画に反映させるため、パブリックコメント（意見公募）により意見を求める機会を設けます。

6. 計画の決定

未来創造ビジョンの改訂及び次期アクションプランは、常陸大宮市総合計画審議会からの答申を受け、庁議の審議を経た後、議会の議決をもって決定します。

ⁱ市民の「暮らしやすさ」と「幸福感 (Well-being)」を数値化・可視化する指標。各自治体が集めたアンケートデータをもとにして幸福感を算出した「主観指標」と、各種オープンデータ等をもとにしている暮らしやすさを測定した「客観指標」がある。

ⁱⁱ地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するために、産業構造や人口動態、人の流れなどのデータを集約化して可視化できるシステム。内閣府地方創生推進室及び経済産業省が提供している。

ⁱⁱⁱエビデンス・ベスト・ポリシー・メイキングの略。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとする。可能な限り科学的な客観性を持ち、効果検証の可視化や透明性を高めた意思決定を実践する点が特徴。

●ひたちおおみや未来創造ビジョンの改訂および次期アクションプランの策定に係るこれまでの経過と今後のスケジュール

	令和7年度							令和8年度														
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1. 現況と課題の把握	●-----▶																					
① 市を取り巻く状況と市の現況把握・分析	■																					
② 市民意識調査(市民アンケート・統計分析)			■																			
③ 現総合計画の点検・評価(各課ヒアリング)						■																
④ 課題の整理							■															
2. 策定基本方針							■															
3. 基本構想の改訂									■										●-----▶	議決		
4. 基本計画の検討・立案									■										●-----▶	議決		
5. 実施計画(重点計画)の検討・策定									■													
6. 議会									■		委員会等適宜説明										■	議決
7. 庁内会議等の開催等	●-----▶							【適宜開催】-----▶														
① 庁議																						
② 策定推進会議(部長級)									■													
③ 各部署との調整(ヒアリング等)									■													
④ 職員ワークショップ									■													
8. 審議会・市民との協働	●-----▶																					
① 各種団体意向調査										■												
② 総合計画審議会									■													
③ 市民の意見の収集(市民ワークショップ等)									■													
④ パブリックコメントの実施																						